

●香川県告示第401号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成20年9月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 指定年月日 | 名 称 | 所 在 地 |
|------------|--------------------|------------------|
| 平成20年6月1日 | 医療法人社団 江崎医院 | さぬき市志度870番地2 |
| 平成20年8月1日 | 有限会社 石川薬局 | 観音寺市観音寺町甲1137番地1 |
| 平成20年8月1日 | うぐいす薬局 | 三豊市山本町財田西342番地1 |
| 平成20年8月26日 | 医療法人社団仁慶会 はやしクリニック | 丸亀市柞原町633番地1 |